

第3次横手市一般廃棄物処理基本計画(概要版)

(素案)

市民福祉部生活環境課

【ごみ処理基本計画】

計画策定の趣旨

平成28年度に策定した「第2次横手市一般廃棄物処理基本計画」は令和7年度を最終年度としており、国の「第5次循環型社会形成推進基本計画」及び「第5次秋田県循環型社会形成推進基本計画」を踏まえ、市民・事業者・行政が一体となった、ごみの減量化・資源化及び適正処理を推進するとともに、し尿を含む生活排水の適切な処理と水質汚濁の防止を図るため、新たな目標値及び目標を達成するための基本方針について定めます。

根拠法令

廃棄物処理法第6条第1項

計画期間

令和8年度～令和17年度(10年間)
令和12年度(中間目標年度)

現状と課題

1.ごみ排出量原単位(1人1日あたりのごみ排出量)は全国平均よりも多い状況となっており、発生抑制対策が必要

(R5全国平均:851g/人・日 秋田県:957g/人・日 横手市:885g/人・日)

2.一般廃棄物の資源化率が全国平均よりも低い状況となっており、資源循環に係る取組の促進が必要

(R5全国平均:19.5% 秋田県:13.6% 横手市:16.2%)

ごみ処理の基本方針

1.ごみの発生抑制

- ・環境教育・普及啓発の充実(出前講座、SNS、ごみ分別アプリの活用)
- ・民間回収ルートの活用(事業者によるリサイクル事業に提携・協力)
- ・家庭でできるごみ削減行動
(食材使い切り・マイバック・過剰包装お断り)

2.資源化の推進・循環利用

- ・資源化の促進(3Rの促進・製品プラスチックの資源化・集団資源回収)

3.ごみの適正処理

- ・適正処理の実施
(焼却処理によるごみ発電・火災対策・選別による資源化)

ごみ処理の減量化・資源化の数値目標

国の廃棄物処理基本方針に基づき、発生抑制と再生利用を優先に推進する4項目を目標値と設定します。

指標	基準値 令和6年度	中間目標 令和12年度		最終目標 令和17年度
		6.7%削減 24,083トン	12.0%削減 22,715トン	
①ごみの排出量	25,813トン			
②1人1日あたりの家庭ごみの排出量	637グラム	2.7%削減 619グラム	5.2%削減 604グラム	
③資源化率	19.0%		21.5%	24.0%
④最終処分量	854トン	3.7%削減 822トン	7.6%削減 796トン	

【生活排水処理基本計画】

現状と課題

本市の公共下水道の状況は、令和6年度現在で下水道処理人口普及率は52.4%、処理区域内の水洗化率は78.3%であり、秋田県の下水道処理人口普及率69.6%。処理区域内の水洗化率86.3%と比較しても低い現状です。

農業集落排水処理施設は、今後老朽化による改築・修繕に係る費用が見込まれることから、統廃合を含めた最適な計画を進める必要があります。

公共下水道及び農業集落排水処理等の計画区域外においては、合併処理浄化槽の普及・整備を実施する必要があります。合併処理浄化槽の接続率は56.0%となっており、汲み取りや単独浄化槽からの転換を推進することにより水洗化率の向上と生活排水による水質汚濁の改善が図れます。

し尿及び浄化槽汚泥処理施設は、施設の老朽化と搬入量の減少及び搬入物の性状変動の対応が必要です。

生活排水処理基本方針

[地域特性に応じた生活排水処理施設の整備]
・費用対効果を含めた総合的な検討を加え、公共下水道や合併処理浄化槽等の設置を推進します。

[し尿及び浄化槽汚泥の適正処理]
・処理対象量減少に伴い広域処理も含め、施設のあり方や処理方法について検討します。

生活排水処理の計画目標値

	令和6年度（実績）	令和17年度（目標値）
生活排水処理率	72.00%	84.80%

※ 生活排水処理率とは、計画区域内人口に対する生活雑排水処理人口（公共下水道、農業集落排水処理施設及び合併処理浄化槽の人口）の割合です。